

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 2 条《 定義 》関係 〔 減価償却資産（ 第 19 号関係 ）〕 （ 公共下水道施設の使用のための負担金 ） 2 —21 ……………<u>令第 6 条第 8 号タ</u> …………… （ 電気通信施設利用権の範囲 ） 2—22 <u>令第 6 条第 8 号ソ</u>…………… 〔 繰延資産（ 第 20 号関係 ）〕 （ 削 除 ）	法第 2 条《 定義 》関係 〔 減価償却資産（ 第 19 号関係 ）〕 （ 公共下水道施設の使用のための負担金 ） 2 —21 ……………<u>令第 6 条第 8 号ヨ</u> …………… （ 電気通信施設利用権の範囲 ） 2—22 <u>令第 6 条第 8 号レ</u>…………… 〔 繰延資産（ 第 20 号関係 ）〕 （ ソフトウェアの開発費用 ） <u>2—28 の 2 他の者からソフトウェアの提供を受け、又は他の者に委託してソフトウェアを開発した場合におけるその提供を受けるため、又は委託するために要した費用は、令第 7 条第 1 項第 4 号ハに掲げる費用に該当する。</u> <u>(注) ソフトウェアの開発に関連して他の者に支払った費用のうち次に掲げるものは、上記の費用に該当しない。</u> <u>1 自らソフトウェアを開発するために他の者から技術者の派遣を受けた場合（実質的に当該他の者に開発を委託したと認められる場合を除く。）のその派遣を受けるために要した費用</u> <u>2 自ら開発したソフトウェアについて他の者にコーディングのみを行わ</u>

法第37条（必要経費）関係

〔資本的支出と修繕費〕

（ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費）

37—10の2 業務の用に供しているソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。

（注）既に業務の用に供しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。

法第47条（たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）関係

〔棚卸資産の取得価額（令第103条関係）〕

（製造原価に算入しないことができる費用）

47—19

（1）.....

（2）.....

（3）.....

（4）.....

せた場合のそのコーディングのために要した費用

法第37条（必要経費）関係

〔資本的支出と修繕費〕

（新 設）

法第47条（たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）関係

〔棚卸資産の取得価額（令第103条関係）〕

（製造原価に算入しないことができる費用）

47—19

（1）.....

（2）.....

（3）.....

（4）.....

改 正 後	改 正 前
(5) (6) (7) <u>複写して販売するための原本となるソフトウェアの償却費の額</u> (8) (9) (10) (11) (12)	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)
法第 49 条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係 <u>〔 減価償却資産の範囲 〕</u> <u>(研究開発のためのソフトウェア)</u> 49—1 の 2 <u>特定の研究開発にのみ使用するため取得又は製作をしたソフトウ</u> <u>エア (研究開発のためのいわば材料となるものであることが明らかなものを</u> <u>除く。)</u>であっても、当該ソフトウェアは減価償却資産に該当することに留 <u>意する。</u> (注) <u>当該ソフトウェアが耐用年数省令第 2 条第 4 号に規定する開発研究の用</u> <u>に供されている場合には、耐用年数省令別表第八に掲げる耐用年数が適用</u> <u>されることに留意する。</u>	法第 49 条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係 (新 設) (新 設)

〔減価償却資産の償却の方法〕

(土石採取業の採石用坑道)

49—1 の 3

〔国外リース資産の償却の方法〕

(再リース期間)

49—1 の 4

(見積残存価額)

49—1 の 5

(転貸リース)

49—1 の 6

〔特別な償却の方法(令第120条の2関係)〕

(特別な償却の方法の選定単位)

49—1 の 7

〔減価償却資産の取得価額(令第126条関係)〕

(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)

49—8 の 2 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、令第126条第1項第2号の規定に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを業務の用に供するた

〔減価償却資産の償却の方法〕

(土石採取業の採石用坑道)

49—1 の 2

〔国外リース資産の償却の方法〕

(再リース期間)

49—1 の 3

(見積残存価額)

49—1 の 4

(転貸リース)

49—1 の 5

〔特別な償却の方法(令第120条の2関係)〕

(特別な償却の方法の選定単位)

49—1 の 6

〔減価償却資産の取得価額(令第126条関係)〕

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>めに直接要した費用の額の合計額となることに留意する。</u> <u>この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。</u> (注) <u>他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自己の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。</u> <u>(ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用)</u> <u>49—8の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。</u> (1) <u>自己の製作に係るソフトウェアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあったため不要となったことが明らかなものに係る費用の額</u> (2) <u>研究開発費の額(自己の業務の用に供するソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。)</u> (3) <u>製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額(その製作原価のおおむね3%以内の金額)であるもの</u>	(新 設)

〔少額の減価償却資産及び一括償却資産（令第138条及び第139条関係）〕

（一括償却資産につき相続があった場合の取扱い）

49—4の3 令第139条第1項に規定する一括償却資産につき同項の規定の適用を受けている居住者が死亡し、当該規定に従い計算される金額のうち、その死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額がある場合には、当該金額は当該居住者の死亡した日の属する年分の必要経費に算入するものとする。

ただし、居住者が死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額があり、かつ、同項に規定する業務を承継した者がある場合の当該金額の取扱いは、同項の規定に従い計算される金額を限度として次によることとして差し支えないものとする。

- （1）当該居住者の死亡した日の属する年
当該居住者の必要経費に算入する。
- （2）当該居住者の死亡した日の属する年の翌年以後の各年分
当該業務を承継した者の必要経費に算入する。

法第50条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係

〔繰延資産の償却費の計算（令第137条関係）〕

（繰延資産の償却期間）

50—3

〔少額の減価償却資産及び一括償却資産（令第138条及び第139条関係）〕

（新設）

法第50条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係

〔繰延資産の償却費の計算（令第137条関係）〕

（繰延資産の償却期間）

50—3

改 正 後				改 正 前			
〔表3〕				〔表3〕			
該 当 条 項	種 類	細 目	償 却 期 間	該 当 条 項	種 類	細 目	償 却 期 間
令ハる掲 第㊦たげ 七役める 条務の費 第の権用 一提利 項供金 第を等 四受㊵ 号けに	ノーハウの頭 金等（2—28 参照）		5年（設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、当該有効期間の年数）	令ハる掲 第㊦たげ 七役める 条務の費 第の権用 一提利 項供金 第を等 四受㊵ 号けに	ノーハウの頭 金等（2—28 参照）		5年（設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、当該有効期間の年数）
					ソフトウェア の開 発 費 用 （2—28の2 参照）		5年
(注)1 …………… 2 ……………				(注)1 …………… 2 ……………			
法第51条（資産損失の必要経費算入）関係				法第51条（資産損失の必要経費算入）関係			
〔固定資産等の損失〕				〔固定資産等の損失〕			
(ソフトウェアの除却)				(新 設)			
51—2の3 ソフトウェアにつき物理的な除却、廃棄、消滅等がない場合であ							

っても、次に掲げるように当該ソフトウェアを今後業務の用に供しないことが明らかな事実があるときは、当該ソフトウェアの未償却残高から処分見込価額を控除した金額を必要経費に算入することができる。

- (1) 自己の業務の用に供するソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、当該ソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合
- (2) 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが販売流通業者への通知文書等で明らかな場合

〔貸 倒 損 失〕

(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

51—11

- (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があったこと。 これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制破産の認可の決定があったこと。 これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3)
- (4)

〔貸 倒 損 失〕

(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

51—11

- (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定があったこと。 その決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は和議法の規定による和議(強制破産を含む。)の決定があったこと。 これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3)
- (4)

改 正 後	改 正 前
法第52条《貸倒引当金》関係 〔個別評価による繰入れ（第1項関係）〕 （<u>貸倒損失として計上した金銭債権に係る個別評価による貸倒引当金</u>） 52—1の2 <u>法52条第1項の規定の適用に当たり、確定申告書に「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の添付、及び青色申告決算書又は収支内訳書に個別評価による繰入額の記載がない場合であっても、それが貸倒損失を計上したことに基因するものであり、かつ、当該確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の提出後にこの明細書が提出されたときは、同条第5項の規定を適用し、当該貸倒損失の額を当該債務者に係る個別評価による貸倒引当金の繰入額として取り扱うことができるものとする。</u> （注）<u>本文の規定は、同条第1項の規定に基づく個別評価による貸倒引当金の繰入れに係る必要経費の認容であることから、同項の規定の適用に関し、その事由が生じていることを証明する書類の保存がある場合に限られる。</u> 〔一括評価による繰入れ（第2項関係）〕 （貸金に該当しない金銭債権） 52—17 （1）保証金、敷金（土地、建物等の賃借等に関連して無利息又は低利率で提供した<u>建設協力金</u>等を含む。）預け金その他これらに類する金銭債権 （2）..... （3）..... （4）.....	法第52条《貸倒引当金》関係 〔個別評価による繰入れ（第1項関係）〕 （新 設） 〔一括評価による繰入れ（第2項関係）〕 （貸金に該当しない金銭債権） 52—17 （1）保証金、敷金（土地、建物等の賃借等に関連して無利息又は低利率で提供した<u>協力金</u>等を含む。）預け金その他これらに類する金銭債権 （2）..... （3）..... （4）.....

(5)

(注)

法第64条(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の取得計算の特例)関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64—2

(1)

(2)

(3) 当該法人が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと。

(4)

(5)

附 則

(経過的规定(1)).....改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の51—11、64—2の取扱いは、平成12年4月1日以後にされる民事再生法の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について適用し、同日前にされた同法附則第2条(和議法及び特別和議法の廃止)の規定による廃止前の和議法の規定による和議開始の申立てに係る和議事件については、なお従前の例による。

(経過的规定(2)).....施行日前に製作を開始したソフトウェアの取得価額)

個人が平成12年4月1日以後に取得したソフトウェアのうち、同日前に製作を開始したものの取得価額については、所得税法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第144号)附則第3条の規定により、平成12年3月31日までに必要経費に算入すべき原材料費、労務費及び経費の額を控除した金額となることに留意する。

(5)

(注)

法第64条(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の取得計算の特例)関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64—2

(1)

(2)

(3) 当該法人が和議法の規定による和議の開始決定を受けたこと。

(4)

(5)

(新 設)

(新 設)

(新 設)